第三十九条を第四十一条とする。

第三十八条の四第一号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第八項」に、「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条第二号中「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の三第一項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を第三十九条とする。

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項」の下に「、第三十九条の九」を、「第四十四条第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に、「第十七条第一項第二十二号」を「第十七条第一項第二十三号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十七条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を、「、第二項及び第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで」を「第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百三条第四号及び第五号」を「第百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第四十四条の二第八項」を「第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項」に、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第四十八条の五第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の十七第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改める。

第十六条中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条の表第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を加え、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで及び第五項、第七十六条、第八十七条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を、「、第二項及び第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで」を「第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百三条第四号及び第五号」を「第百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第四十四条の二第八項」を「第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項」に、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第四十八条の五第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の十七第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改める。

第十六条中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条の表第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を加え、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三